

宮 MIYABITO びと

公益社団法人 宇都宮法人会

MIYABITO
宮びと

4

Apr 2025

No. 381

法人会は税のオピニオンリーダーとして
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し
国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体である

■ CONTENTS

新年賀詞交歓会	2
社会貢献事業	3
税制改正のあらまし	4
新会員紹介	6
企業紹介	8
青年部会	10
女性部会	11
宇都宮税務署からのお知らせ	12
税の百人一首	13
税理士会	14
健康のお話	15
会員の声、事業予定	16

表紙写真：桜
写真提供：小杉 恵子（広報副委員長）

宮びとバックナンバー
<http://www.utsuhou.or.jp/miyabito/>

公益社団法人 宇都宮法人会



新年賀詞交歓会



表彰者一覧

《叙 勲》

旭日小綬章	斎藤商事株式会社	齋藤 公 則 様
旭日双光章	株式会社坂本電柱広告社	坂本 眞 人 様
瑞宝双光章	おがわサイン	小川 勇 子 様
瑞宝双光章	藤和コンサル株式会社	藤井 幸 文 様
瑞宝単光章	有限会社ヤマゲン開発	藤 橋 本 様

《褒 章》

藍綬褒章	株式会社宇都宮花き	青 木 一 芳 様
藍綬褒章	有限会社フジタオル	野 中 信 夫 様
紺綬褒章	株式会社ダイニチ総合プランニング	吉 田 恭 平 様

《表 彰》

関東信越国税局長表彰	株式会社帝装化成	田 口 志 朗 様
関東信越国税局長表彰	株式会社町田建塗工業	町 田 卓 大 様
宇都宮税務署長表彰	株式会社暁工務店	増 渕 薫 様

令和7年1月10日(金)午後5時30分から、「宇都宮東武ホテルグランデ」において、新年賀詞交歓会を開催した。酒井典久宇都宮市副市長、伊藤栄二宇都宮税務署長や友誼団体の幹部を含め約220名が参集し、盛大に行われた。

当日はパーティに先立ち、昨年叙勲、褒章並びに国税関係の表彰を受けた会員各位に対し、会長より記念品が贈呈された。

今後も法人会は、税のオピニオンリーダーとして、企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体として活動してまいります。



宇都宮市
酒井典久 副市長



宇都宮税務署
伊藤栄二 署長



栃木県宇都宮県税事務所
吉田 功 参事兼所長



関東信越税理士会 宇都宮支部
島田訓明 支部長



(公社)宇都宮法人会
黒本淳之介 会長

〔贈呈式風景〕



藤井幸子 様



青木一芳 様



野中信夫 様



吉田恭平 様



田口志朗 様



町田卓大 様



増渕 薫 様

社会貢献活動委員会〔活動報告〕

つながるカフェ★カムカム

宇都宮市双葉 1-13-56 生協ふたば診療所



・コードレス掃除機…1台

友達の家 和ルーム

宇都宮市材木町 3-2



・掃除機 パワかるスティック…1台

社会貢献活動委員会は、昨年10月22日に宇都宮カンツリークラブで開催した「チャリティゴルフ大会」の浄財を宇都宮市内の福祉施設及び子どもの居場所計5か所に対し、備品を寄贈した。
なお、寄贈先については、宇都宮市役所障がい福祉課と子ども政策課を通し、寄付希望施設を募り、応募のあった施設の中から、委員会で贈呈先を選定している。

福祉施設等へ備品寄贈

■ 寄贈日 令和7年2月3日(月)

清原台6丁目学習室

宇都宮市清原台 6-4
清原台6丁目自治公民館内



・スチーム加湿器…1台

社会福祉法人 こぶしの会／こぶし作業所

宇都宮市茂原町 837-1



・食品包装機
(ピオニーパッカー PE-405B 型)…1台

子ども食堂 みらい

宇都宮市羽牛田町 40-3



・折りたたみパイプ椅子…11脚

開催日	実施小学校	支部名	講師
令和6年 5月30日	明治南小学校	上三川	佐藤 靖
6月3日	平石北小学校	御幸平出	田中 一裕
6月5日	昭和小学校	細谷戸祭	山本 孝雄
6月12日	陽南小学校	陽南幕田	田中 孝幸
〃	〃	〃	福田 一也
6月14日	田原西小学校	河内	近藤 光信
6月17日	西原小学校	西原花房	佐藤 健成
6月21日	新田小学校	雀宮	小柳雄一郎
〃	〃	〃	関口日出夫
〃	〃	〃	青柳 勝男
〃	瑞穂野北小学校	石井横田	辻 善文
6月24日	西小学校	西原花房	佐藤 健成
6月25日	富屋小学校	北	伊原 修
6月26日	海道小学校	マロニエ	名村 史絵
6月27日	築瀬小学校	中央	小林 正明
7月3日	岡本小学校	河内	廣瀬 貴光
7月5日	清原北小学校	清原	小倉 一智
〃	平石中央小学校	御幸平出	谷澤 茂
7月17日	晃宝小学校	北	佐藤 靖
7月18日	姿川中央小学校	さくら	佐藤 靖
9月5日	清原中央小学校	清原	水沼 孝夫



開催日	実施小学校	支部名	講師
令和6年 9月12日	上河内西小学校	上河内	手塚 克幸
9月24日	今泉小学校	駅東	川人 健司
10月7日	清原南小学校	清原	宇都宮 綾
11月11日	城山東小学校	城山	矢古宇栄次
11月13日	篠井小学校	北	桜井 啓一
11月29日	東小学校	清住塙田	佐藤 靖
〃	城山西小学校	城山	恩田 澄江
12月6日	錦小学校	マロニエ	田仲 重啓
12月12日	城東小学校	駅東	鈴木 隆夫
12月13日	姿川第二小学校	さくら	金柿 説生
〃	国本中央小学校	北	佐藤 靖
令和7年 1月14日	中央小学校	馬場宮園	崎尾 肇
1月23日	緑が丘小学校	陽南幕田	田中 孝幸
〃	〃	〃	福田 一也
2月3日	豊郷北小学校	北	佐藤 靖

教室租税

令和6年度 租税教室開催

宇都宮税務署管内（宇都宮市・上三川町）の32小学校1495名の児童に対し、租税教室を実施し、支部役員・青年部会員に講師を務めていただきました。（計37コマ）

2コマ

（敬称略）

税制改正のあらまし (一部抜粋)



I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の見直しと延長

中小企業者等の法人税率について、次の見直しを行った上で、年800万円以下の所得に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されます。

- イ 所得の金額が年10億円を超える事業年度について、所得の金額のうち年800万円以下の金額に適用される税率が17%（現行：15%）に上げられます。
- ロ 適用対象法人の範囲から通算法人が除外されます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度に適用されます。

2 中小企業投資促進税制の見直しと延長

中小企業者等が新品の特定機械装置等を取得等した場合、取得価額（船舶は取得価額の75%が対象）の30%の特別償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の中小企業者等に限定）が適用できる中小企業投資促進税制について、次の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されます。

改正案では、関係法令の改正を前提に、みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、以下の項目に全て該当する場合、その株式又は出資は除外されます。

- イ その判定対象である法人が農地法に規定する農地所有適格法人である場合
- ロ 一定の承認会社[※]がその農地所有適格法人の発行済株式総数の50%を超える株式を有する場合など

※「一定の承認会社」とは、農林漁業法人等に対する投資の円滑化に関する特別措置法に規定する承認会社のうち地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫又は株式会社日本政策金融公庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものをいいます。

適用時期

令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

3 中小企業経営強化税制の見直しと延長

成長意欲の高い中小企業の設備投資を後押しするため、経営力向上計画に基づいて行う設備投資について即時償却又は7%の税額控除（資本金3,000万円以下の法人は10%）を適用できる中小企業経営強化税制について、関係法令の改正を前提に収益力強化設備（B類型）に対し売上高100億円超を目指す中小企業に係る拡充措置を講じるほか各類型の要件の見直し等を行った上で、適用期限が2年間延長されます。

生産性向上設備（A類型）

【現行】旧モデルと比べて生産性が年平均1%以上改善する設備
【改正案】旧モデルと比べて生産性（単位時間当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれか）が年平均1%以上改善する設備

収益力強化設備（B類型）

【現行】投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
【改正案】投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備

【改正案】経営規模の拡大促進に係る拡充措置（B類型の拡充措置）

- ・投資利益率が年平均7%以上の投資計画に係る設備
- ・売上向上のための施策及び設備投資時期を示した行程表（ロードマップ）を作成していること
- ・基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
- ・売上高100億円超及び年平均10%以上の売上高成長率を目指す投資計画であること
- ・投資計画の計画期間中において、給与等の支給額を増加させるものであること
- ・経営力向上計画の認定を受けた日から2年以内に導入予定の設備の取得価額の合計額が、1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること 等
- 対象設備に建物及びその附属設備（1,000万円以上）を追加
- ・賃上げ率2.5%未満は、特別償却または税額控除の適用はなし 等

デジタル化設備（C類型）

【現行】遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
【改正案】廃止

経営資源集約化設備（D類型）

修正ROA又は有形固定資産回転率が一定割合以上上昇する設備
【改正なし】

適用時期

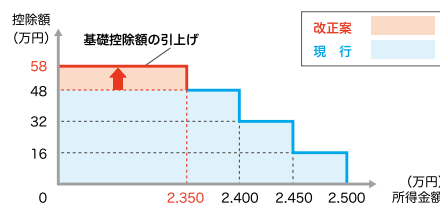
令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に対象設備の取得等をして指定事業の用に供した場合に適用されます。

II 所得税関係

1 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応

① 所得税の基礎控除の引上げ

基礎控除額が定額であることにより、物価が上昇すると実質的な税負担が増えるという所得税の課題に対処するために、所得税の基礎控除額が現行の最高48万円から最高58万円に上げられます。



具体的には、合計所得金額が2,350万円以下の者の基礎控除額が左下図のように10万円引き上げられます。

なお、個人住民税の基礎控除額（最高43万円）は据え置かれます。

② 給与所得控除の最低保障額の引上げ

給与所得控除の最低保障額が適用される収入の者の場合、収入が増えても控除額は増加しない構造のため、物価上昇への対応とともに、就業調整にも対応するとの観点から、最低保障額が現行の55万円から65万円に10万円引き上げられます。

また、この見直しに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等について所要の措置が講じられます。

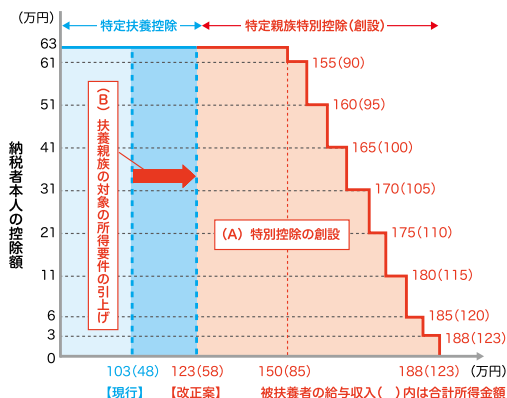
なお、個人住民税についても、給与所得控除の55万円の最低保障額が65万円に引き上げられます。

給与収入	控除額
162.5 万円以下	55 万円【現行】
190 万円以下	65 万円【改正案】
360 万円以下	収入金額 × 30% + 80,000 円
660 万円以下	収入金額 × 20% + 440,000 円
850 万円以下	収入金額 × 10% + 1,100,000 円
850 万円超	195 万円

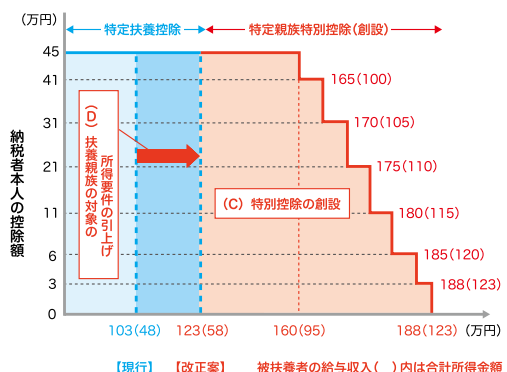
③ 特定親族特別控除の創設・特定扶養控除の見直し等

現下の厳しい人手不足の状況の中、特に大学生のアルバイトの就業調整については、税制が一因となっているとの指摘があることから、新たに大学生年代の子等に係る特定親族特別控除が創設されます。19 歳から 22 歳までの大学生年代の子等の合計所得金額等が 85 万円（給与収入 150 万円に相当）までは、親等が特定扶養控除と同額（63 万円）の所得控除が適用でき、また、大学生年代の子等の合計所得金額が 85 万円を超えた場合は親等が受けられる所得控除が段階的に通減します（下図 A）。

また、扶養親族の合計所得金額に係る要件について、基礎控除の引上げを踏まえ、現行の 48 万円以下から 58 万円以下（給与収入 123 万円以下に相当）に引上げられます（下図 B）。



なお、個人住民税についても、所得税同様、大学生年代の子等に関する特別控除が創設され（下図 C）、扶養親族の合計所得金額に係る要件について 48 万円以下から 58 万円以下（給与収入 123 万円以下に相当）に引上げられます（下図 D）。



④ その他の所要の措置

- イ 配偶者控除の対象となる同一生計配偶者の合計所得金額の要件が 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引上げられます。
- ロ ひとり親控除の対象となるひとり親の生計を一にする子の総所得金額等の合計額の要件が 58 万円以下（現行：48 万円以下）に引上げられます。

ハ 勤労学生控除の対象となる勤労学生の合計所得金額の要件が 85 万円以下（現行：75 万円以下）に引上げられます。

※ イ・ロ・ハとも、個人住民税で同様の措置が講じられます。

適用時期

①～④の改正については、令和 7 年分以後の所得税（令和 8 年度分以後の個人住民税）について適用されます。なお、実務上は、令和 7 年 12 月の年末調整から適用することとなります。

(注) 上記の改正については、自由民主党、公明党及び国民民主党の幹事長間で、「いわゆる『103 万円の壁』は、国民民主党の主張する 178 万円をめざして、来年から引上げる」ことが令和 6 年 12 月 11 日に合意され、三党間で引き続き協議を行うこととされています。今後の国会審議等にご留意ください。

Ⅲ 資産税関係

1 法人版事業承継税制の特例措置の役員就任要件の見直し

非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予（法人版事業承継税制）の特例制度は、事業承継時の相続税・贈与税の負担を実質ゼロにする時限措置（令和 9 年 12 月 31 日まで）です。

改正案では、法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について、贈与の直前において役員等であること（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上役員等であること）に見直されます。

現行	改正案
贈与の日まで引き続き 3 年以上役員等であること	贈与の直前において役員等であること

なお、個人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度（個人版事業承継税制）の事業従事要件についても、贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（現行：贈与の日まで引き続き 3 年以上特定事業用資産に係る事業に従事していたこと）に見直されます。

適用時期

令和 7 年 1 月 1 日以後に贈与により取得する財産に係る贈与税について適用されます。

Ⅳ その他

1 先端設備等導入計画に基づく固定資産税の特例措置の見直しと延長

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等が取得する、生産性向上や賃上げに資する一定の機械・装置等に係る固定資産税の特例措置について、次の見直しが行われた上で、その適用期限が 2 年間延長されます。

改正案では、雇用者給与等支給額の引上げの方針を同計画に位置づけ、これを従業員に表明した場合、同計画に基づき取得する対象資産の課税標準について、以下のとおり見直されます。

要件	課税標準額
雇用者給与等支給額を 1.5% 以上引上げ	最初の 3 年間 価格の 1/2
雇用者給与等支給額を 3% 以上引上げ	最初の 5 年間 価格の 1/4

適用時期

令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの間に取得した対象資産に適用されます。



株式会社 スクエア 【石井横田支部】

代表取締役／井 上 茂 彰

□住所：宇都宮市問屋町3413-56
 □TEL：028-656-9661 □FAX：028-656-9663
 □URL：<https://square-utsunomiya.com> □事業種：建設業

北関東を中心に、ホテル・飲食店等の設計・施工をしている会社で創業26年になります。

新しいデザインだけでなく、コスト・メンテナンス・次の改修時期等も考慮してお施主様にご提案をしております。

楽しく・快適な空間を創ることにより、少しでも地域に貢献できればと考えております。

新規出店・改装工事をご検討の方は、お気軽にご相談ください。



株式会社 ベルモール ベルテラシェ大谷 【城山支部】

代表取締役社長／鈴 木 一 雄

□住所：宇都宮市大谷町1263-2
 □TEL：028-652-3500 □FAX：028-688-0331
 □事業種：観光事業・飲食業・不動産業

日本遺産に認定された大谷地区の歴史と文化、景観の中でここでしか得られない食と体験を提供いたします。飲食館・物産館・体験館の3つの施設からなり、飲食館では地場産食材を使用したオリジナルメニューを提供しております。物産館では大谷石工芸品を始めとした土産物や地元の新鮮野菜を販売しており、体験館では大谷石を使ったクラフト体験が出来ます。観光事業を通じて地場産業である大谷石の魅力と固有の景観や文化を発信し、地域経済の活性化に貢献してまいります。

企 業 紹 介



三信電工株式会社 【マロニエ支部】

代表取締役／名 村 史 絵

□住所：宇都宮市川俣町1056番地
 □TEL：028-621-0123 □URL：<http://www.sanshin.ne.jp>
 □事業種：建設業・広告業

弊社は1949年（昭和24年）創業の工事会社です。電気・土木・電気通信分野の施工・施工管理を中心に工種を増やし、公共工事・民間工事問わず多くのお客様に支えられております。

また、電柱広告を中心とする広告部門では、栃木県内全域・茨城県一部の電柱柱への電柱広告取扱業者として、長きにわたり地元の皆様にご掲出をいただいております。

働き方の改善や健康経営・環境対策にも真摯に取り組み、「誠実・明朗・協和」の社是と「地域とともに未来をつかむ！」のスローガンのもと、地元密着で栃木県の未来に貢献していきたくと思っています。



株式会社 エイチ・エル・シー 【馬場宮園支部】

代表取締役社長／八 木 澤 順 平

□住所：宇都宮市馬場通り1-1-9 近江屋ビル3F
 □TEL：028-666-7850 □FAX：028-633-1154
 □事業種：舞台・音響・照明技術サービス/各種イベントの企画・制作・運営・施工

弊社では、様々なイベントやコンサートでの「舞台音響、照明の技術サービス」や環境に合わせた「会場の設営撤去」を高い技術力と経験を持ってご提供しております。音響部門では機材プランからオペレートまでお客様のニーズに合わせ、お客様の心に残り続けるようなステージ作りのご提案やサポートを致します。施工部門においても屋外・屋内問わず、各種テント、テーブル、イス等の基本的な必要備品をはじめ、お客様のニーズに合わせた会場環境制作を設営から撤去まで実施させていただきます。また、音響・施工の専門的な技術力に加えて、企画を考える所から一緒にさせていただき、自社一貫でのトータルプロデュースも可能です。イベント実施をご検討の際は、ぜひ弊社にご相談ください！



株式会社 ADらぼ

[上河内支部]

代表取締役／原 田 孝 教

- 住所：宇都宮市中里町315-4
 □TEL：028-678-5563 □FAX：028-678-5569
 □事業種：屋外広告業・建築業・塗装業・不動産業

当社はサイン工事・塗装工事・新築・リフォーム工事等を行っております。さらに不動産業を昨年開業し、住まいのあらゆることにお応えできるよう日々研鑽しております。住宅においては、床暖房のいない日本一の高性能な住宅を手掛けております。近年ではリフォームの需要が増えており、省エネで暮らしをより豊かにする提案をしています。令和3年10月1日に創業し、今年4年目を迎えました。安心で快適な暮らしを続けていただけるよう、これからも努めてまいります。



有限会社 コヤマ事務機商会

[陽南幕田支部]

代表取締役社長／小 山 雅 史

- 住所：宇都宮市江曾島本町3-28
 □TEL：028-645-0519 □FAX：028-645-0514
 □URL：https://www.koyama-bm.co.jp/
 □事業種：事務用品販売

私たちはお客様のトータルサポーターとして、様々なご要望にお応えする商品をご提案しています。OA機器、事務用品、消耗品など、お客様のオフィスに必要なものは何でもおまかせください。情報提供のための各種展示会やセミナーも随時開催しております。

ご質問・ご相談などは、お電話またはホームページのメールフォームよりお気軽にお問い合わせください。

企 業 紹 介



有限会社 黒崎

[河内支部]

代表取締役／黒 崎 行 雄

- 住所：宇都宮市下岡本町4204番地
 □TEL：028-673-2411
 □URL：https://hotel-kurosaki.com □事業種：宿泊業

当館は、JR宇都宮線「岡本駅」東口から徒歩2～3分の場所にあるビジネスホテルです。スーパーやコンビニも徒歩圏内にあり、閑静な場所にあるため安心してお寛ぎいただけます。駐車場も台数限定ではありますが、無料でご利用いただけます。宇都宮駅まで車で20分、各工業団地にも20分ほどと好アクセス！お食事は、お仕事でのご利用が多いお客様が長期滞在しても飽きないよう和食を中心とした日替わりメニューを提供しております。ビジネスの方はもちろん、観光の拠点としてもぜひご利用ください。



株式会社 あいシステムデザイン

[駅東支部]

代表取締役／澤 田 守

- 住所：宇都宮市築瀬町1785-39 AIビル 8階
 □TEL：028-636-7454 □FAX：028-636-7990
 □事業種：建築設備設計・監理

当社は公共工事及び民間工事の建築設備工事として空調・換気・給排水・電気工事などの『設計・監理・積算』を行っている設計会社です。創業後前身の会社から35年間栃木県を中心に、『病院、事務所、庁舎、体育館、老人福祉施設、公民館』など数々の計画を手掛けてきました。建築設備設計はなかなか表には出ない職種ですが建物の困りごとを含め皆様のお役に立てるよう頑張っています。

現在、人材不足など逆風が吹いていますが日々前進を心がけていきます。

青年部会

第7回税金ウルトラクイズ



会場風景〈とちぎ健康の森講堂〉



司会のDJ Keiさん

新型コロナウイルスで2年間の中止を余儀なくされ、再開してから3回目となる税金ウルトラクイズを、去る2月15日(土)に無事開催することができました。場所は昨年と同じく、とちぎ健康の森の講堂をお借りしての開催としまし

た。事前の参加申し込みにあたっては、昨年度は受付開始からわずか30分足らずで定員の90名が埋まるという盛況ぶりだったこともあり、本年度は定員を増やし最終的には147名もの申し込みをいただくことができました。

本年度の最も大きな変更点として、これまでは決勝戦も予選と同じく〇×形式でしたが、本年度においてはアップデートを行い、予選を勝ち抜いた9名の子どもたちで『早押し4択形式』にて決勝戦を行いました。司会のDJ Keiこと菊池元男さんが選択肢を読み上げる前に正解を当てる児童も多く、各設問の解説にご協力いただいた税務署の方々からも驚きの声があがるほどでした。惜しくも決勝に残れなかった児童も、緊迫し

決勝戦早押し4択クイズ



イータ君も参戦してのじゃんけん大会



運営にあたった社会貢献活動委員会メンバー

た雰囲気の中、固唾をのんで決勝戦を見守ってくれました。決勝戦の後には、恒例となつた「じゃんけん大会」を開催しましたが、じゃんけんにはチョキが出せないイータ君も参戦し、普段の小学生らしい姿に戻り、みんな自然体で楽しそうにしていたのが印象的でした。

運営を担当する社会貢献活動委員会では、昨年の6月に行った決起会を皮切りに、何度も委員会を重ねて当日を迎えました。当日においても25名もの委員会メンバーが集結し、齊藤委員長の号令のもと、各自の役割を着実にこなしながら、万全な状態で運営にあたりました。特に、本年度初の試みとなった早押し形式のクイズ運営にあたっては、事前に何度もシミュ

レーションを繰り返した成果が実り、当日の準備時に一つの早押し機械が作動しないというアクシデントもありましたが、冷静に対処し公平性を保ちながら早押しクイズならではの緊迫した運営を行うことができた、大いに盛り上げることができました。

問題の難易度は年々あがってきておりますし、さらに本年度は『早押し4択形式』を採用したことにより、より実力がでやすい設問となりました。そこで特筆すべきは、事前に勉強をした上で参加する児童が多くなっているのが明らかに見てとれることです。そんな児童の姿を見て、レベルの高い税知識のさらなる普及と啓発の向上を発信する有意義な事業に繋げることができたと委員会メンバー一同確信を強めることができました。

租税教室

毎年、各支部と連携しながら租税教室活動に取り組んでおりますが、今年度は令和6年5月30日の上三川町立明治南小学校を皮切りに、令和7年2月3日の豊郷北小学校までの計9校を青年部会メンバーにて担当させていただきました。

来年度も税金の重要性や啓発の向上を発信する一助になるよう取り組みたいと考えています。

女性部会

新春税務研修会

令和7年2月4日(火)、ホテル丸治において女性部会の新春税務研修会が行われました。

第一部は、宇



都宮税務署・田中厚司副署長の『超高級車にまつわる税金エトセトラ』と題したご講演でした。ロールスロイスやフェラーリなどの超高級車は、新車価格が数千万円・中古車は数億円という高値で取引されるそうです。「生活に必要な車」ではなく「趣味・娯楽」が目的とみなされるため、転売やオークションで売却した際には申告が必要となり、税務調査の対象になるケースも多いとのこと。実際の事例をとおして、「総合譲渡所得」や「減価償却資産該当性」などについて解説していただきました。



昼食後、女性部会会員でもあるウェルネス・メンタルヘルス研究所の藤田京子さんに『ここ

ろと健康―ストレスに陥らないためのコツ―』と題してお話をいただきました。

「こころ」とは、人間の「認知(思考)」「感情」「意志(意欲)」などの総体であり、こころが迷走状態になると過酷なストレスが積み重なり、ストレス障害や生命も脅かす状態になるとのこと。ストレスに陥らないためには、考え方の癖(認知のゆがみ)を自覚し、ネガティブな思い込みをなくすことが必要だということ学びました。

外は晴れから一転して雪がちらつくあいにくの天候でしたが、お二人の楽しいお話とおいしい食事と皆さんの笑顔で、温かな時間となりました。帰り際には晴れ間が戻り、有意義な一日でした。

(研修委員長 名村史絵)



第26回介護用品贈呈式



令和6年8月・9月に開催した26回目となる手作り介護用品作製会から少々遅くなりましたが、12月24日クリスマスに国立病院機構宇都宮病院応接室に於いて、完成した三種類85枚の手作り介護用品を贈呈致しました。病院側からは、杉山公美弥院長、金沢看護部長はじめとする5名の関係者の皆様と、女性部会からインフルエンザ等の流行時期であり感染を心配して、小杉部会長、清水担当副部会長、中村副部会長、亀田事務局員の4名で伺いました。小杉部会長から作製時の苦心談に、病院の現場からは「とても丁寧に縫ってあり、丈夫なうえ本当に助かっています」と、感謝の言葉を頂きました。

今期も、社会貢献活動の一環として無事に完成品をお届けすることが出来ました。

(社会貢献委員長 清水多美子)

「税に関する絵はがきコンクール」入賞者表彰式開催

令和7年1月24日(金)ニューみくらに於いて午後4時から表彰式を行いました。

「税に関する絵はがきコンクール」は、租税教育活動の一環として全国法人会総連合会女性部会が、国税庁の後援を受け全国で毎年実施しています。本年度も応募数22校215点から14点を選びました。

表彰式には、宇都宮税務署伊藤署長、宇都宮県税事務所吉田所長、宇都宮市教育委員会小堀教育長、宇都宮法人会黒本会長のご臨席を頂き、5名の受賞者に賞状と記念品(置時計)ほか入賞者全員に賞状と提出された絵はがきを切手にして贈呈致しました。

入賞作品14点は、確定申告会場で展示され以後、宇都宮市役所、市民プラザ、足利銀行、栃木銀行、FKD宇都宮店に於いて展示される予定です。



(部会長 小杉恵子)

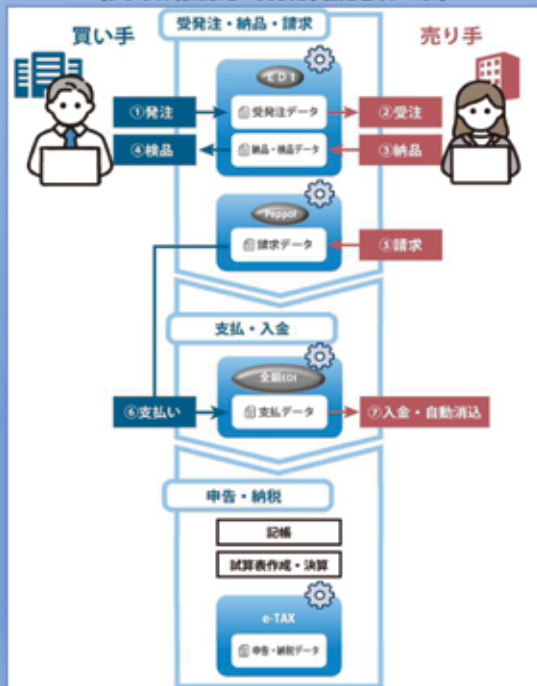
宇都宮税務署からのお知らせ

事業者のデジタル化促進

税務署・国税庁

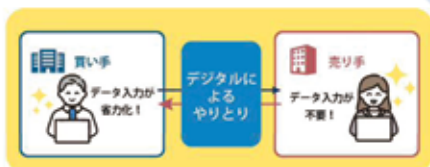
- ◆ 事業者の取引全体のデジタル化、会計・経理全体のデジタル化等を強力に推進することは、政府全体として取り組む重要な課題の一つとされています。
- ◆ 事業者が日頃行う事務処理（経済取引に関連するもの、バックオフィスで処理するもの）について、一貫してデジタル化で完結することを可能とすることにより、様々なメリットを享受できることに加え、経営の高度化に資することが期待されます。

【デジタル化による一貫した事務処理イメージ】



デジタル化による一貫した事務処理が実現した場合

- (メリット)
- ・手作業が減って、煩雑な業務から解放
 - ・ミスが減って業務がスピードアップ
 - ・本来やるべき業務に集中して売上アップ
 - ・書類の保存コストが減少



事業者のデジタル化促進に関する各種動画

申告・納税と一緒に日々の業務もデジタル化しませんか？

「クラウド会計ソフト」や「デジタルインボイス」のメリットについて国税庁動画チャンネルで分かりやすく紹介 (30秒Ver)



中小企業のクラウド会計・AI-OCR導入事例

「クラウド会計ソフト」、「AI-OCR」や「デジタルインボイス」といったデジタルツールの導入事例について、国税庁動画チャンネルで、ショートドラマなどを通じて紹介



「デジタルインボイスの基本」

「デジタルインボイス」の仕組みやメリットについてEIPA（デジタルインボイス推進協議会）作成動画で分かりやすく紹介



税に関するデジタル関係施策

税務署・国税庁

- 源泉所得税の納付には、ダイレクト納付が便利です！ ※「ダイレクト納付」はキャッシュレス納付方法の1つです。

ダイレクト納付

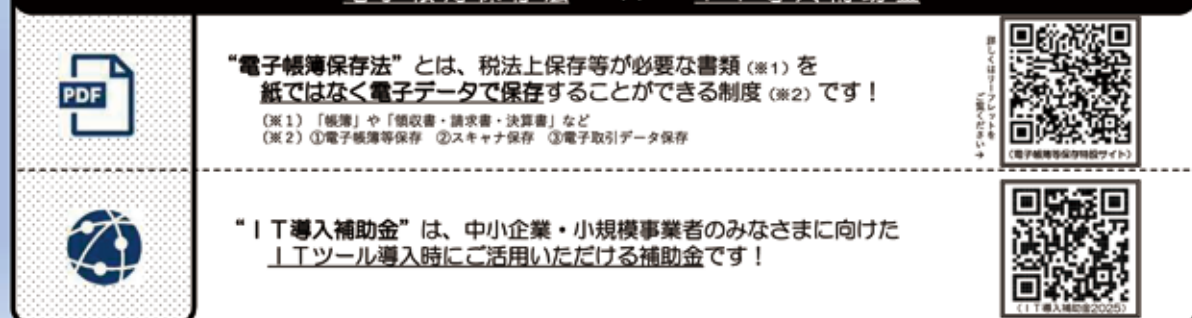


税務署や金融機関へ出向くことなく、e-Taxを利用して納付することができます！



- 電子帳簿保存法で、経理のデジタル化が図れます！

電子帳簿保存法 × IT導入補助金



宇都宮税務署からのお知らせ

私たちは飲まない!

大人はすすめない!

20歳未満の者の飲酒は法律で禁じられています。

20歳未満の者がお酒を飲んではいけない5つの理由

1. 脳の機能を低下させます。
2. 肝臓をはじめとする臓器に障害を及ぼす可能性があります。
3. 性ホルモンの分泌に異常が起きるおそれがあります。
4. アルコール依存症になりやすくなります。
5. 20歳未満の者の飲酒を禁ずる法律があります。

お酒は20歳になってから!!

国税庁が作成した「飲酒に関する社会的規範等関係教育資料」は、平成27年4月30日に「未成年者の飲酒防止等対策及び飲酒関係の公正な取引環境の整備に関する施策大綱」を決定し、関係施策の充実強化を図ることとし、これに伴い、毎年4月を「20歳未満飲酒防止啓発月間」と定め、全国的に広報啓発活動を行っています。

祝

**ユネスコ
無形文化遺産
登録
「伝統的酒造り」**

祝福しよう、この瞬間を。そして未来へ。

日本の「伝統的酒造り」は、日本の恵まれた気候風土によって育まれたこうじ菌を使う独特の技術であり、これまで日本酒、焼酎、酎酒、みりんなどの製造に受け継がれてきました。「伝統的酒造り」は、長い歴史の中で、しなやかな感性と優れた技術で磨き上げられてきた日本が誇る文化です。

日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術の保存会
国税庁・文化庁

ユネスコ
無形文化遺産
登録



入選作品は宇都宮法人会のホームページに掲載しています。

税の百人一首 優秀作品

主催
税の百人一首実行委員会

小学生の部 優秀賞

宇都宮市立上河内中央小学校 六年一組 齊藤 祐

気づいてる? 知らぬ間に税金は豊かな暮らしを築いてるんだ

小学生の部 佳作

宇都宮市立明保小学校 六年一組 三浦 颯太

税金は未来を変える第一歩みんなが暮らす一視同仁

中学生の部 優秀賞

宇都宮市立田原中学校 三年一組 藤田 蒼奈

税金は見えないバトンのつなぎ合いみんなてつなく光の道筋(ライトライン)を

中学生の部 佳作

宇都宮市立横川中学校 三年一組 八崎 涼太

税金は生活守る蓄電池納めて充電豊かな未来

高校生の部 優秀賞

宇都宮短期大学附属高等学校 一年一組 吉道 もえ

税金と共に上がるよQOL税金の質は生活の質

高校生の部 佳作

宇都宮短期大学附属高等学校 一年一組 布施 龍一

税金で公共事業増加中高まる期待と広がる駅前

高校生の部 佳作

宇都宮短期大学附属高等学校 二年二組 佐藤 一慶

人々の生活守る行政府納める意義と役割を知る

社会人の部 優秀賞

宇都宮市 北市 邦子

納めている民なればこそ見守らん正しく使う税の行方を

社会人の部 佳作

上三川町 小林 正昭

今一度税の在り方使い方希望の持てる豊かな社会

企業版 ふるさと納税 について

1 概要

平成28年度税制改正により、国が認定した地域再生計画に位置付けられる地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して法人が寄附を行った場合に法人関係税（法人税、法人住民税、法人事業税）から税額控除する仕組みとして、地方創生応援税制（いわゆる「企業版ふるさと納税」）が創設されました。内閣府のポータルサイトによれば地方公共団体の寄附募集事業はまちづくりや子育て支援といった25の分野に渡り、法人が寄附対象となる地方公共団体や事業を選定した上で寄附を実施することができます。

当初、企業版ふるさと納税は4年間の時限措置として創設されましたが、利用件数の増加に伴い5年間延長され、さらに本稿執筆時点では法案未成立ではありませんが、令和7年3月の延長期限終了後も3年間再延長される見込みとなっています。身近でも、令和7年1月に大手自動車メーカーが地域のスポーツ振興に活用してもらうことを目的に、栃木県に多額の企業版ふるさと納税を行ったことが報道され話題となりました。また、相次ぐ自然災害による復興支援の手段として、個人・法人のふるさと納税が注目されています。そこで、本稿では企業版ふるさと納税制度の効果と注意点について解説します。なお以下の内容は令和2年度税制改正に基づく現行制度の内容であり、令和7年度税制改正によって変更が生じる可能性がある点予めお断りしておきます。

2 寄附を行った企業が 享受する効果

通常、法人が支出した寄附金は法人所得計算上損金不算入の

対象となり、税負担を削減する効果はないのが原則です。この点、企業版ふるさと納税に該当する寄附を行った場合、寄附額の損金算入による軽減効果（寄附額の約3割）と合わせて、法人関係税の税額控除（寄附額の最大6割）により、最大で寄附額の約9割が軽減されることとなります。従って、実質的な負担を寄附額の約1割に抑えた上で、寄附対象事業への寄附を通じた地域社会への貢献や被災地への復興支援のほか、企業イメージアップや地方公共団体との連携体制の構築といった効果が期待できるとされています。

3 活用上の注意

上記の通り企業版ふるさと納税制度を活用し税負担軽減の恩恵を受けるためには、いくつか注意すべき点があります。まず、1回あたり10万円以上の寄附が対象となる点に注意が必要です。また、企業の本社所在地の地方公共団体への寄附は対象外となります。さらに、返礼品が受領できる個人版ふるさと納税と異なり、寄附を実施したことに起

因する寄附企業への経済的な見返りは禁止されています。そして、税額控除可能額の翌事業年度以降への繰越措置はないことから、寄附を行わなかった場合に寄附額の約9割に相当する法人関係税の納税が発生すると見込まれる事業年度に実施される寄附でないと、税額軽減による恩恵を最大限活用することができなくなる可能性があります。

4 おわりに

少子高齢化や過疎化、相次ぐ自然災害等により、財政的に厳しい状況にある地方公共団体も多いと言われています。企業版ふるさと納税を通じて企業と地方公共団体が連携し、持続可能な地域社会の形成につなげていくことが期待されます。

文 責

関東信越税理士会 宇都宮支部
大島明訓

■ 参考資料

・内閣府地方創生推進事務局
「企業版ふるさと納税リーフレット」
・令和7年度税制改正大綱

油断できない脂肪肝

1 油断大敵

「油断」という言葉の語源には諸説ありますが、その1つに比叡山延暦寺では開祖である最澄の頃から法灯が消えないように油を足し続けており、油が断たれないよう不注意を戒めたことに由来するとの説があります。この火は1200年もの間一度も消えることなく燃え続けているそうで、「不滅の法灯」とも呼ばれています。油断した訳ではないかもしれませんが、最近の出来事で印象的だったのが、2024年のパリオリンピックで日本が中国に逆転優勝した体操男子団体決勝でした。中国はまさかのミスで連発してしまい、日本が大逆転して金メダルを取ったのはまだ記憶に新しいところです。



また将棋界で、世紀の大逆転と言われているのが、八冠を狙う藤井聡太七冠と名誉王座の資格がかかる永瀬拓也王座との激突「互いに絶対負けられない戦い」(第71期王座戦第4局/2023年)でし

た。天才同士の大接戦で最終盤になり永瀬王座がAI(人工知能)勝率99%となったのですが、わずか一手のミスで形勢は一気に逆転したのです。まさに「将棋は逆転のゲーム」という言葉そのものでした。

2 アルコールに関連しない脂肪性肝疾患(MASLD)

油断といえば、お酒を(あまり)飲まないのに肝硬変や肝がんに進展しうるタイプの脂肪肝が近年増加しており注意が必要です。脂肪肝(肝臓に脂肪が多くなった状態)にはお酒を飲みすぎた人がある「アルコール性脂肪肝」と、お酒を(あまり)飲まないのに肝臓に脂肪がたまる「非アルコール性脂肪肝」の2種類があります。前者は脂肪肝にとどまらず肝炎や肝硬変になることが以前から知られています。後者でも同じように肝臓病が進行してしまうことがあるのです。飲酒に関係なく発症する非アルコール性脂肪性肝疾患を以前はNAFLDと呼んでいましたが、「肝臓に脂肪が蓄積しているだけでなく肥満、糖尿病、高血圧、脂質異常症などの代謝機能の異常に関連した脂肪肝/メタボリックシンドロームの肝臓病」という意味からMASLDという名称に最



近変更されました。

MASLDの日本での有病率は9〜30%と報告されており、全国で2000万人前後の潜在患者がいると考えられています。肥満男性の増加が社会問題となる中で本症の男性も増えており、男性は中年層、女性が高年齢に多い傾向があります。肝臓は「沈黙の臓器」といわれるように本疾患は病気が進行するまではほとんど症状はないため、自覚症状だけで進行度を把握することはできません。MASLDを放置すると炎症を起こして肝炎となり、次第に線維化して肝硬変から肝がんに行進するリスクがあるので、「単なる脂肪肝」と甘く見てはいけない場合があるのです。

3 MASLDの診断と治療

MASLDの診断は血液検査や画像検査(超音波検査やCT/MRI検査)などを行います。肝臓の硬さ(線維化)の指標であるFIB-4 index(ALTや血小板数などから算出)は肝がんハイリスク患者の早期発見に有用であり、学会も測定を推奨しています。また最近では超音波やMRIを使って肝硬度を測定する「エラストグラフィ」も登場しており、肝生検に匹敵する診断能を有す

る精度の高い検査が可能となりました。

MASLDは肥満、糖尿病、脂質異常症、高血圧などの生活習慣病を発端とする肝臓病であり、心筋梗塞や脳卒中など心血管疾患で亡くなることも多いため、本疾患の治療では(1)生活習慣病の改善と(2)肝臓の炎症や線維化を抑えることの両方に注意する必要があります。実際には食事運動療法が効果的であり、食事は過剰な糖分や脂肪分の摂取を控えると同時に緑黄色野菜や食物繊維を十分に取り、食事の量とバランスを見直します。運動は軽く汗をかく程度の有酸素運動(ウォーキングなど)とレジスタンス運動(スクワットなどの筋トレ)の併用で骨格筋を増やすことが本症の改善につながります(筋肉は第2の肝臓)。時間をかけた7〜10%の減量で肥満のあるMASLDの炎症や線維化の改善が報告されていることから、「たかが脂肪肝」と油断せず凡事徹底の継続が大切なのです。



沼尾 利郎
めまおとしお

日光市生まれ。宇都宮高校、獨協医科大学を経て塩谷総合病院副院長、国立病院機構宇都宮病院院長を歴任。現在は同病院名誉院長として宇都宮セントラルクリニック等で診療。専門は呼吸器、アレルギー、スポーツ医学など。

皆様の感想や先生に書いてほしい話等ございましたら事務局までご連絡ください。



会員の声

校正（検査）の必要性

あるお店で（量り売りの物）100g当たり125円のを、お客様が1000g買い1250円を支払いました。

そこで、お店は一般的に、お客様の買いたい（量り売りの物）1000gを秤等で量り1000g当たり125円と計算し1250円で販売しています。

そこで、秤が定期的に校正（検査）されている場合、お客様は1250円を支払った事は妥当と考えられますが、使用している秤を購入後何年もの間、校正（検査）を実施していない場合1250円を支払った事は妥当と考えられません。

なぜなら（量り売りの物）1000gを量った秤は 実は960g又は1040gだったかもしれない。

（量り売りの物）1000gのはずが960gだった場合1200円で、支払った金額は1250円なので50円分損した計算になります。又（量り売りの物）1000gのはずが1040gだった場合1300円で、支払った金額は1250円なので50円分得した計算になります。お客様、お店双方とも損得の無いよう正確な計測が必要です。（量り売りの物）1000gを秤

に載せたら1000gと表示する正確な秤が必要です。

確認方法として、例として定期的に国家標準にトレースされた重さの基準となる1000gの分銅を秤に載せて秤の表示値が1000gであることを確認する事が重要ですが、普通お店では分銅等は持っていません。

そこで、秤の校正（検査）が必要になってくるのです。

例として秤の校正手順を下記に記載します。

①電源をいれ、計量物をのせ、おろした後にゼロに戻るか（数回繰り返す）

②秤の秤量の分銅をのせたとき、重量表示が正しいか（数回以上繰り返す）

③秤の秤量の1／2の分銅をのせたとき、重量表示が正しいか（数回以上繰り返し返す）

④秤量の1／3の分銅を計量皿の中央・端など、予め決まった場所

⑤秤量の4等分から6等分した重量の分銅をそれぞれ計量皿の中央にのせ、重量表示が正しいか

具体的に秤の校正点検は、秤量、繰返性、直線性、偏置誤差等が有りますが、実際には国家資格を持つ計量士さんがこの校正（検査）を致します。

今回は校正（検査）の必要性として秤を例として取り上げました。

北支部 支部長 田嶋 富夫

2025年度 研修事業実施予定

※本部事業のみ掲載（開催月、内容は変更になることがあります）

開催月日	事業名	内容
4月10日	人材育成研修	新入社員・若手社員ビジネスマナー研修
5月13日	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
5月18日	フェスタmy宇都宮ブース出店	税の啓発、e-tax普及PR他
6月4日	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
6月20日	第14回通常総会	会場／宇都宮東武ホテルグランデ
7月	経理実務研修会	初級経理実務／一日でわかる経理の基本と実務
7月	労務管理セミナー	社会保険・労働保険の仕組みと実務対策
8月5日	本部・支部・部会合同懇談会	
8月6日	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
9月	本部・支部・部会合同研修会	宇都宮税務署長講話
9月	時局講演会	講師未定
9月18日	全法連女性部会	法人会全国女性フォーラム北海道大会
通年	インターネットセミナー	一般経営、法律、労務、人材育成、健康、政治経済、著名人他セミナー数550講座以上

開催月日	事業名	内容
10月16日	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
10月16日	法人会全国大会	法人会全国大会高知大会
11月	人材育成研修	仕事力がすぐに身につくセミナー／営業力パワーアップ研修
11月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
11月	秋季講演会	講師未定
11月	法人税実務セミナー	
12月	年末調整説明会	源泉所得税年末調整事務手続き（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
12月21日	全法連青年部会	法人会全国青年の集い山梨大会
12月	国税局長講演会	関東信越国税局長
1月	労務管理セミナー	
1月	新年賀詞交歓会	
2月	税の百人一首表彰式	宇都宮税務行政協力会主催 応募作品／小・中・高・社会人
2月	新設法人説明会	会社の誕生と税金／改正税法、源泉所得税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
2月	役員県外視察研修	税務関係施設等視察
3月	パソコンセミナー	管理者・経営者の能力開発研修
3月	人材育成研修	
3月	労務管理・法律セミナー	
3月	決算期別法人説明会	会社の決算、申告の留意点／改正税法、消費税、印紙税他（宇都宮税務署法人課税部門担当官）
随時	とちぎ未来づくり財団・うつのみや文化創造財団主催事業等 会員優待チケット販売	